

令和4年第1回定例会（6月議会）

予算特別委員会教育公安分科会
教育公安委員会提出資料
（予算及び付託議案審査関係資料）

令和4年6月2日

教 育 委 員 会

目 次

総務課施設整備室

- ・工事請負契約の締結について 1

幼保推進課

- ・保育所等新型コロナウイルス感染症対策関連事業 2

義務教育課

- ・（新）小・中学校等新型コロナウイルス感染症対策関連事業 3
- ・秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を
改正する条例案について 4

生涯学習課

- ・秋田県青少年交流センター管理運営費
（債務負担行為の設定） 7

保健体育課

- ・学校における感染症対策事業 8

工事請負契約の締結について【議案第120号】

総務課施設整備室

鹿角小坂地区統合校実習棟建築工事請負契約の締結については、予定価格が5億円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田県条例第32号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

1 建物の概要

工事対象	構造・階層	建築面積	延べ面積
実習棟	鉄筋コンクリート造 地上3階建	1,428㎡	3,499㎡
渡り廊下	鉄骨造 地上2階建	33㎡	66㎡

2 契約の概要

- (1) 契約名称
鹿角小坂地区統合校実習棟建築工事
- (2) 契約の相手方
タナックス・小坂・平和・白川特定建設工事共同企業体
- (3) 契約金額
997,150,000円
- (4) 契約工期
令和5年12月28日まで
- (5) 仮契約年月日
令和4年4月22日



保育所等新型コロナウイルス感染症対策関連事業

幼保推進課

1 目 的

保育所等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため速やかに感染状況を把握するとともに、濃厚接触者となった職員が早期に職場復帰できるよう、抗原検査キットを活用した検査体制を整備する。

2 概 要

(1) 配布対象

保育所、幼稚園、認定こども園等（370施設）

(2) 配布内容

医療用抗原検査キット

(3) 配布数

11,500セット（115,000テスト分）

(4) 抗原検査キットの活用方法

ア 感染の可能性がある職員に対する検査。

イ 職員が濃厚接触者となった場合の待機期間の短縮に資する検査。

※通常待機期間は7日間であるが、最終曝露日（感染者との最終接触等）から4日目及び5日目の検査で陰性を確認することで、5日目からの解除が可能となる。

3 補正予算額

137,885千円（**国**137,885千円）

内訳	・ 消耗品費	129,030千円
	・ 役務費	8,855千円

(新) 小・中学校等新型コロナウイルス感染症対策関連事業

義務教育課

1 目 的

公立小・中学校及び義務教育学校において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため速やかに感染状況を把握するとともに、濃厚接触者となった児童生徒及び教職員が早期に登校・出勤できるよう、市町村による抗原検査キットを活用した検査体制の整備を加速する。

2 概 要

(1) 配布対象

小学校（義務教育学校含む） 177校

中学校（義務教育学校含む） 106校

(2) 配布内容

医療用抗原検査キット

(3) 配布数

2,285セット（22,850テスト分）

(4) 抗原検査キットの活用方法

ア 感染の可能性がある児童生徒及び教職員に対する検査。

イ 児童生徒及び教職員が濃厚接触者となった場合の待機期間の短縮に資する検査。

※通常待機期間は7日間であるが、最終曝露日（感染者との最終接触等）から4日目及び5日目の検査で陰性を確認することで、5日目からの解除が可能となる。

3 補正予算額

27,398千円（国27,398千円）

内訳 ・消耗品費 25,638千円

・役務費 1,760千円

秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を 改正する条例案について【議案第116号】

義務教育課

1 改正理由

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）による教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の一部改正に伴い普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請等に係る手数料を廃止する等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 次に掲げる申請に係る手数料を廃止することとする。（第2条関係）
- ① 普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請
 - ② 普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長の申請
 - ③ 免許状更新講習の課程を修了したことの確認の申請
 - ④ 免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める期間内にあることの確認の申請
 - ⑤ 修了確認期限の延期の申請
 - ⑥ 免許状更新講習を受ける必要がない者の認定の申請
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

令和4年7月1日

八 法第四条第一項に規定する免許状の授与の証明の申請

一件につき 四百円

十二 改正法附則第二条第四項の規定による修了確認期限の延期の申請 一件につき 千七百円

十三 改正法附則第二条第五項の規定による免許状更新講習を受ける必要がない者の認定の申請 一件につき 三千三百円

十四 法第四条に規定する免許状の授与の証明の申請

一件につき 四百円

新	旧
<p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第五条第一項、第十六条第一項</p> <p>第十七条 の規定による普通免許状の授与の申請 一件につき 三千三百円</p> <p>二 法第五条第二項の規定による特別免許状の授与の申請 一件につき 三千三百円</p> <p>三 法第五条第五項又は第十七条の規定による臨時免許状の授与の申請 一件につき 千七百円</p> <p>四 略</p> <p>五 法第六条第一項 の規定による教育職員検定の申請 一件につき 千七百円</p> <p>六・七 略</p>	<p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第五条第一項若しくは第二項、第十六条の二第一項若しくは第二項（法第十六条の四第四項及び第十七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十六条の四第一項又は第十七条第一項の規定による普通免許状の授与の申請 一件につき 三千三百円</p> <p>二 法第五条第三項の規定による特別免許状の授与の申請 一件につき 三千三百円</p> <p>三 法第五条第六項又は第十七条第一項の規定による臨時免許状の授与の申請 一件につき 千七百円</p> <p>四 略</p> <p>五 法第六条第一項又は第四項の規定による教育職員検定の申請 一件につき 千七百円</p> <p>六 法第九条の二第一項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請 一件につき 三千三百円</p> <p>七 法第九条の二第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長の申請 一件につき 千七百円</p> <p>八・九 略</p> <p>十 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定による免許状更新講習の課程を修了したことの確認の申請 一件につき 三千三百円</p> <p>十一 改正法附則第二条第三項第三号の規定による免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める期間内にあることの確認の申請 一件につき 三千三百円</p>

秋田県青少年交流センター管理運営費（債務負担行為の設定）

生涯学習課

1 目的

秋田県青少年交流センターについて、令和5年度から令和7年度までの指定管理者の選定を行うため、債務負担行為の限度額を設定する。

2 概要

(1) 施設名称

秋田県青少年交流センター（ユースパル）

(2) 指定管理期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

(3) 指定管理者業務

①宿泊・研修に係る施設の使用許可等に関する業務

②施設・設備の維持管理に関する業務

③青少年に係る研修及び交流・学習の機会の提供に関する業務

※これまでの指定管理者 一般財団法人秋田県青年会館

(4) 指定管理者の指定に係るスケジュール

令和4年 8月 指定管理者の公募

10月 選定委員会の開催、候補者の選定

12月 12月議会で指定管理者の指定

3 債務負担行為の限度額

156,813千円（~~156,813~~千円）

年度ごとの上限額 52,271千円

年度内訳 ・人件費 14,789千円

・光熱水費等 36,587千円

・事業費 895千円

学校における感染症対策事業

保健体育課

1 目的

県立学校等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため速やかに感染状況を把握するとともに、濃厚接触者等となった児童生徒及び教職員が早期に登校・出勤できるよう、抗原検査キットを活用した検査体制を整備する。

2 概要

(1) 配布対象

①県立学校（中学校、高校、特別支援学校） 計 62校

②私立高校、市立高校 計 7校

(2) 配布内容

医療用抗原検査キット

(3) 配布数

①県立学校 4,000セット（40,000テスト分）

②私立・市立高校 700セット（7,000テスト分）

(4) 抗原検査キットの活用方法

ア 感染の可能性がある児童生徒及び教職員に対する検査。

イ 児童生徒及び教職員が濃厚接触者等となった場合の待機期間の短縮に資する検査。

※通常待機期間は7日間であるが、最終曝露日（感染者との最終接触等）から4日目及び5日目の検査で陰性を確認することで、5日目からの解除が可能となる。

3 補正予算額

56,353千円（国56,353千円）

①県立学校

学校における感染症対策事業 47,960千円

内訳 ・ 消耗品費 44,880千円

・ 役務費 3,080千円

②私立・市立高校

（新）私立・市立高等学校における感染症対策事業 8,393千円

内訳 ・ 消耗品費 7,854千円

・ 役務費 539千円